

## 食品表示部会の当面の進め方について（案）

平成 22 年 3 月  
消費者委員会事務局

### 1 所掌

食品表示部会設置・運営規定により、食品表示部会においては、

- (1) 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること、
- (2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、「JAS法」という。）に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること、
- (3) その他食品の表示に関すること、  
について調査審議を行うこととされている。

### 2 当面の審議事項

上記1.を踏まえ、本部会では、当面、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。その過程で、委員会としての議論が必要と部会長が判断した場合は、部会長が委員会に報告し、委員会としても審議を行うこととする。

#### (1) 個別の品質表示基準の改正などについて

(例)

- ・ 日本農林規格（JAS規格）における5年以内の見直し等に伴う個別品質表示基準の改正について  
(チルドミートボール品質表示基準、チルドハンバーグステーキ品質表示基準の改正など)
- ・ 遺伝子組み換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化について

#### (2) その他食品の表示に関すること

(例)

- ・ 加工食品等の原料原産地の表示拡大について

(以上)